令和７年度 第３回 宮崎地方最低賃金審議会 議事録

１　日　時

令和７年８月 25 日（月）午後８時 19 分～８時 55 分

２　場　所

宮崎合同庁舎２階　共用大会議室

３　出席者　（事務局以外は五十音順）

公益代表委員　　大山、古賀、橋口、宮川、森部
労働者代表委員　　鎌田、白﨑、田中
使用者代表委員　　岩切、河野、中原、久富
事　　務　　局　　吉越労働局長、吉野労働基準部長、平元賃金室長、木村室長補佐

４　議事内容

【室長補佐】

それでは、ただいまから第３回宮崎地方最低賃金審議会を開催いたします。まず本日の出欠状況でございますが、使用者側の酒匂委員と、あと労働者代表委員の重黒木委員、土居委員が欠席となっております。現時点で３名が欠席となっておりますので、本日の委員の出席は、公益代表委員５名、労働者代表委員３名、使用者代表委員４名、計 12 名です。これは、最低賃金審議会令第５条第２項に規定された定足数、委員の３分の２以上出席などを満たしておりますことをご報告申し上げます。

議事録の確認についてですけれども、鎌田委員と中原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

また、当審議会の開催につきまして、公示を行いましたところ２名の方から申し込みがありましたけれども、先ほど終了しました専門部会の途中で帰られましたので、本審議会は傍聴者なしということでご報告申し上げます。

また、報道機関の方、カメラ等の撮影は、審議会公開要領に「開始直前まで」とされていますので、撮影を終了していただきますよう、よろしくお願いします。なお、記者の方は傍聴席で傍聴可能となっておりますので、どうぞよろしくお願いします。

それでは、これからの議事進行につきましては、橋口会長にお願いしたいと思います。橋口会長、どうぞよろしくお願いします。

【橋口会長】

はい、遅い時間まで、ご苦労さまでございます。それでは早速、議題に入りたいと思います。

先ほど開催されました宮崎県最低賃金専門部会におきまして、専門部会報告が採択されましたので、審議経過などにつきまして、森部部会長から報告をお願いいたします

【森部部会長】

それでは、専門部会の審議内容を報告します。

令和７年７月４日に宮崎労働局長から、宮崎県最低賃金の改正についての諮問を受け、８月８日に第１回専門部会を開催しました。ここでは労・使から基本的な見解の表明、金額提示が行われたほか、宮崎県最低賃金と生活保護水準との比較結果が、事務局より報告がなされました。令

和５年度の宮崎県最低賃金が生活保護水準を下回っていないことが確認されました。

その後、８月 15 日に第２回専門部会、18 日に第３回専門部会、本日 25 日に第４回専門部会を開催し、金額提示を踏まえて協議を重ねてまいりましたが、残念ながら、合意には至らず、公益見解を示して採決することを了承していただきました。

採決の結果、公益見解を踏まえまして、宮崎県最低賃金を時間額 1,023 円、引き上げ額 71 円、引き上げ率 7.46%に改正すること。また、発効日は指定日とし、令和７年 11 月 16 日とすること、という結論に達しましたので報告をいたします。

なお、専門部会で提示しました公益見解につきまして、その概略を簡単に説明したいと思います。公益見解につきましては、お手元の資料、こちらですね、こちらの公益見解のほうをご覧ください。概略について簡単に説明したいと思います

労働側の主張としましては、春闘の結果などを踏まえ、宮崎も昨年を上回る高い水準で伸びております。特に、宮崎は結成以来、過去最高の伸びとなっております。

しかしながら、実質賃金はマイナスが続いておりまして、今年度も生計費を中心に検討する必要があると。また、宮崎市の物価、消費者物価は全国と比べて高く、エンゲル係数も高くなっており、生活にゆとりがないことが伺えます。賃金の地域間格差、特に若者や女性の労働力流出を招く一因であるということから、額差を縮めていく必要がある。

また、本年度は始めてＣランクの目安がＡ・Ｂランクを超えておりまして、額差縮小に向けた中賃の強力なメッセージと受け取っているということです。

宮崎の最低賃金は全国で２番目に低く、最低賃金近傍で働く労働者の生活を守り、人材流出を防止する観点から、最低賃金を大幅に引き上げる必要があるというのが労側の主張となります。

それに対して、使側の主張に関しては、物価高騰や春季労使交渉の結果から、最低賃金を引き上げることの必要性については理解している。ただ、各種アンケートや調査結果から、業況判断が前期マイナスになったり、物価上昇が経営に与えている影響が非常に多くある。また、賃上げの理由も防衛的賃上げが大多数を占めるなど、中小企業や小規模事業者にとっては非常に厳しい経営状況である。

また、最低賃金は罰則をもって一律に強制力が補償されるセーフティーネットであることから、賃上げや消費拡大等の経済政策ではなくて、慎重に判断する必要がある。従来どおり３要素を総合して表している賃金改定状況調査結果を重視した審議をすべきというふうな主張でございました。

この２つの主張とともに議論を進めてまいりました。その結果、公益見解としては、特にこの公益見解の５ページ以下、５ページの下のほうから始まるところを特に重視したと思ってください。こちらのほうを説明したいと思います。

上記３（３）の記載どおり、目安に関する公益見解に使用されている消費者物価指数のうち、全国の数値と宮崎市の数値が比較可能であり、消費物価指数の数値を総合的に表している持家の賃金を除く総合は、宮崎市が全国の数値より高く、さらにＣランク平均よりも上昇率が高いことが明らかである。

６ページに移ります。その上で、Ｃランクにおける消費者物価指数（持家の賃金を除く総合）の上昇率に対し、宮崎市の数値が約 1.073 倍高いこと。地域間の額差縮小や若者を含めた労働力の県外流出等を総合的に勘案し、現行の 952 円から 71 円上げて、1,023 円とすることが妥当と考えました。

また、発効日につきましては、従来、「法定どおり」とすることが妥当とされましたが、今年度は目安に関する公益委員見解において、引き上げとともに発効日についても十分議論するように要望されていたことや、使用者代表委員からの発効日に関する意見を踏まえ議論を行った結果、

指定日ということになりました。以上、公益見解の概要です。

【橋口会長】

はい、ありがとうございました。ただいま、公益見解についての、その概略を部会長より、ご説明を受けたところです。それでは事務局から、専門部会報告の写しを、配布をしていただきたいと思いますが、もうお手元にあるということですので、すみませんが黙読をいただけますか。

＜各委員公益見解を黙読、確認＞

【橋口会長】

ご覧いただけましたでしょうか。よろしいですか。皆さんがご確認いただけたと思いますが、専門部会報告について、何か、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（意見・質問なし）

ございませんかね。それでは専門部会報告をもとに当審議会としての答申案を作成することとし、この案について多数決による採決を図りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

それでは答申案の取りまとめを行いますので、その間、休憩といたします。

＜休憩＞

（答申案を作成、各委員へ配付）

【橋口会長】

それでは、配付された答申案を黙読ください。

＜各委員答申案を黙読、確認＞

【橋口会長】

内容的には、先ほどの報告書と重複する部分が結構ありますので。よろしいですかね。それでは、こちらの答申案について、何かご質問、ご発言ございませんでしょうか。

（質問・発言なし）

事務局から何かありますか。

【基準部長】

大丈夫です。

【橋口会長】

大丈夫ですか。はい。それでは、ご意見、ご質問等、ご発言等ないということですので。

【岩切委員】

一件よろしいでしょうか。

【橋口会長】

どうぞ。

【岩切委員】

今回の審議会で、最低賃金が出たというところですけど。特に中小企業、われわれ中小企業団体中央会としては、中小企業についてというところで、お話を若干、させていただきます。

この付帯決議の方にも書いてありますとおり、いまだに価格転嫁ができていない状況、昨年度の報告を見ても、十分にできているかと言われると、それは、なかなかなのかなというような状況で、今回、また最低賃金が上がるということになってます。

ここも含めて、今後、中小企業は考えていかなければならないというところについては、この付帯決議にある、特に２、３、４になると思いますが、この辺りについては相当程度確実な実施に向けて動いていただかないと、宮崎県の場合、企業の 99.89%は中小企業でございますので、そこの安定というのが宮崎県全体の安定につながる。逆にそこがぐらつくと宮崎県自体がぐらつくというところは、十分に考えていっていただきたいなというふうに思います。よろしくお願いします。

【橋口会長】

ありがとうございます。専門部会でも、その点も含めて議論したとこですけれども、ただ今の意見は、あらためて強調していくということで、そういう旨で付帯決議には盛り込んでおりますので、思い切った援助措置含めて、国にやっていただきたいし、この中身、しっかりと実行していくということで、我々もまた取り組みを強めるということで受け止めたいと思いますが、よろしいですか

【岩切委員】

はい。

【橋口会長】

その他に、ご発言、ご意見ございませんか。よろしいですか。

（発言・質問なし）

はい、無いようですので採決に移りたいと思います。採決は、最初に金額および効力発生日について採決していただいて、次に付帯決議の部分を採決していただくというように分けて採決をしたいと思います。

採決については、個人や団体の権利利益が侵害させる恐れ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれる恐れがあると判断されますので、非公開とさせていただきます。すみませんが、傍聴人の方は、採決後にお呼びしますので、採決が終わるまで会議室の外でお待ちください。

（傍聴人退室）

【橋口会長】

それでは採決は反対、賛成の順にお聞きします。それでは、まず、金額および効力発生日について採決させていただきます。採決は反対、賛成の順です。引き上げ額71円、時間額1,023円、また効力発生日は令和7年11月16日という結論について、「反対」の委員は、挙手をお願いします。

（挙手　４人）

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

（挙手　７人）

ありがとうございます。次に、付帯決議案を答申に盛り込むことに関して採決を行います。

採決は、「反対」「賛成」の順で行います。では、付帯決議案に「反対」の委員は、挙手をお願いします。

（挙手　　０人）

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

（挙手　１１人）

ありがとうございます。それでは傍聴人に入室していただきます。

（傍聴人入室）

【橋口会長】

ただ今の採決の結果についてご報告いたします。

金額および効力発生日については賛成多数により採択されました。また付帯決議については賛成多数により採択されました。なお答申文作成のため、ここで若干お時間をいただきます。またこれも暫時休憩とさせていただきます。よろしくお願いします。

＜休憩＞

【橋口会長】

それでは、労働局長に答申文をお渡したいと思います。

＜会長から局長へ答申文を交付＞

それでは、ここで、局長からご発言があるということなので、お願いします。

【労働局長】

本日は、橋口会長はじめ、公益代表・労働者代表・使用者代表の各委員の皆様、さらに、専門部会の森部部会長はじめ、専門部会委員の皆様におかれましては、専門部会に引き続いて、本審

でのご審議を賜り、心より感謝申し上げたいと思います。

今年度における地域別最低賃金の改正審議につきましては、中央最低賃金審議会の答申において、最低賃金引上げの目安額が 64 円と示され、地域における経済・雇用の実態を見極めつつ、企業の実態を十分に踏まえた審議が行われるということを期待され、また、引上げ額とともに、発効日についても十分に議論を行うよう要望されたところでございます。

委員の皆様におかれましては、本県における中小企業・小規模事業者の経営実態として、原材料費、エネルギーコスト等の高騰及び価格転嫁の問題を抱えている状況など、様々な視点を踏まえた上で、昨年度以上に難しい判断をされなければならない状況にあったということと存じます。

専門部会では、それぞれの立場におきまして、地域の実態を見極めながら真摯かつ慎重な審議を尽くしていただき、そして、本審におきましては、皆様のご判断のもと、この答申をいただけましたことに、深く感謝申し上げます。

特に、答申におきまして付帯決議が付されたことを、重く受け止め、関係部署と協議の上、本省をはじめ、県などの関係機関に対しまして、伝えていく所存でございます。

宮崎県最低賃金は、今回の答申に基づき改正決定を行いますが、法令に基づく手続きを経た後、11 月 16 日に発効予定となります。

改正宮崎県最低賃金の適用に当たりましては、宮崎労働局をあげて広く周知を行なうとともに、最低賃金の履行確保に取り組んでまいる所存でございます。

また、答申の付帯決議にもありましたが、最低賃金引上げの影響を受ける中小企業・小規模事業者に対しましては、業務改善助成金をはじめとした各種支援の積極的な取組みを、全力を挙げて取り組んでまいるつもりでございます。

各委員の皆様におかれましては、引き続きとはなりますが、改正された最低賃金の他、各種支援策の周知・広報等につきまして、何卒ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、今後とも最低賃金制度の円滑な運用に向けて、引き続きご協力を賜りますよう、お願い申し上げまして、御礼の言葉とさせていただきます。本当にありがとうございました。

【橋口会長】

ありがとうございました。

次に、今後の審議日程等について事務局に説明していただきます。

【賃金室長】

それでは異議審についてご説明します。

本日、答申を受けましたので、審議結果については公示いたします。

異議審につきましては、事前に調整しておりましたが、各委員の日程がなかなか合わず、今回は調整の結果、異議審については、９月 16 日、火曜日、午前 10 時に開催することで調整させていただいております。

なお、異議申し出が出された場合は、異議審を開き、当該異議について審議会の意見を出さなければ、都道府県労働局長は最低賃金の決定ができない仕組みとなっています。

例年、異議の申し出がでておりますので、今年も申出があるものとして、先程説明しましたとおり、９月 16 日、火曜日、午前 10 時に第４回宮崎地方最低賃金審議会、いわゆる異議審を開催させて頂きたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、効力発生日については、先程、採決頂いたとおりに、指定日発効で 11 月 16 日、日曜日の予定となっております。

また、９月 16 日開催予定の第４回本審では、今週の水曜日の８月 27 日と金曜日 29 日に開催予定の特定最低賃金の検討小委員会の報告を行うこととしております。あわせまして検討小委員会の関係する委員の方々は水曜日、金曜日の方の出席、日程確保について、どうぞよろしくお願いします。以上であります。

【橋口会長】

次に、議題３、宮崎県最低賃金専門部会の廃止についてですが、ただ今説明のあった異議審が予定されている９月 16 日、火曜日をもって、本専門部会を廃止することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

異議なしということで、そのとおりさせていただきます。

本日の会議は、これで終わりたいと思いますが、本日の会議記録につきましては、議事録を作成します。本日の議事録の確認は鎌田委員と中原委員にお願いいたします。また、本日の議事録については、採決の部分は、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれがあることから、非公開とし、採決以外は、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会運営規程第７条第２項の規定により公開したいと思いますがご異議はございませんか

（異議なし）

本日の会議は、これで終わります。皆様、大変お疲れ様でした。

会　　長

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

労働者側代表委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

使用者側代表委員

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿